平成２１年（フ）第１４６号
青森県五所川原市大字湊字千鳥90番地　市営住宅８－４
債務者　高橋　英世
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
秋田県鹿角市八幡平熊沢国有林　八幡平グリーンホテル内、申立時の住所青森県北津軽郡板柳町大字板柳字土井73番地１　マンションミウラ３－２
債務者　葛西智恵子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
青森県つがる市木造下福原中吉谷48番地１
債務者　今　　勝
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
青森県五所川原市大字松野木字福泉122番地
債務者　工藤　信子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
青森県北津軽郡板柳町大字辻字福田82番地１
債務者　葛西　秋彦
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１５６号
青森県五所川原市字鎌谷町525番地４　高橋アパート11号室
債務者　宮本　善一
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１３８６１号
東京都足立区東保木間２丁目５―19
債務者　永井　宏一
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４００５号
東京都品川区西品川１丁目９－１
債務者　栗山けい子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４００６号
東京都八丈島八丈町三根976
債務者　金田　町子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２９３号
東京都小金井市本町５丁目７―25―102
債務者　藤原　美佳
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４３０５号
東京都渋谷区本町１丁目12―４―202
債務者　片山　都子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３号
愛知県豊田市寺部町３丁目21番地１　メゾンＫＡＴＯ　Ｂ―202号
債務者　中村　光男
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
広島県福山市瀬戸町大字長和237番地　レオパレスｌｏｖｅｌｙせと211、旧住所広島県尾道市高須町4885番地25
債務者　吉岡　雅将
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後１時15分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２１９号
広島県福山市沖野上町３丁目８番22号
債務者　井上　厚子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後１時45分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２２２号
広島県府中市本山町1710番地、旧住所広島県府中市広谷町1071番地４
債務者　小川　雅史
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係